

担 当 越前市水道課 TEL 0778-22-7918 FAX 0778-25-4666

H20.4.1現在

使用料金の例

基本単価	超過単価
16円/m ³	32円/m ³

メーター使用料	
100mm以下	7,000円 / 月
125mm	7,500円 / 月
150mm以上	8,000円 / 月

工業用水 100mm以下の口径で30日使用した場合

	月間使用水量 (m ³)			契約日量 C	使用日数 30日 D	使用料金			メータ 使用料 F	消費税額 (E+F) × 0.05	料金計
	基本水量 A	超過水量 B	計			基本料金 C × D × 16	超過料金 B × 32	計 E			
	(1)	100	0			100	100	30			
(2)	3,000	0	3,000	100	30	48,000	0	48,000	7,000	2,750	57,750
(3)	3,000	2,000	5,000	100	30	48,000	64,000	112,000	7,000	5,950	124,950
(4)	4,000	1,000	5,000	500	30	240,000	32,000	272,000	7,000	13,950	292,950
(5)	10,000	5,000	15,000	500	30	240,000	160,000	400,000	7,000	20,350	427,350

* 日量を超えた分が超過水量となります

責任水量制とは：

基本使用水量の全部又は一部を使用しなかった場合であっても、
基本使用水量を使用したものとみなす制度です。
(最低100m³/日以上)

参考：上水道で口径100mmのメーターを設置した場合の料金

1か月の使用量 (m ³)	料金
100	54,390
250	83,527
500	132,090
1,000	229,215
5,000	1,006,215

工業用水道は供給区域が限定されています

工業用目的以外の使用はできません

また、設置時には配管工事等の費用をご負担いただきます

詳しくは、水道課までご相談ください